

協会用語説明

【保証承諾】

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。諾否についてはその中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

【代位弁済】

保証協会が保証している金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額（元本と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

【求償権】

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

【責任共有制度】

保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

金融機関は、部分保証方式または負担金方式のいずれかを選択することになり、金融機関の負担割合は20%となります。どちらの方式を選択された金融機関を利用する場合でも、保証を利用されるお客さまにとって違いはありません。

ただし、政策的色合いの強い保証制度[経営安定関連保険特例（セーフティネット）1～4号・6号に係る保証、災害関係保険特例に係る保証、創業関連保険特例または創業等関連保険特例に係る保証、特別小口保険に係る保証、小口零細企業保証制度、求償権消滅保証、破綻金融機関等関連特別保証、東日本大震災復興緊急保証]については、当面の間責任共有の対象外となっております。

【保証料率の弾力化】

平成18年4月から原則として普通保険（一般関係・特定信用状関連特例・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、無担保保険（一般関係・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、特定社債保険、特定支払契約保険を利用する全ての保証の保証料率が、お客さまの経営状況に応じて9カテゴリーに区分されることになりました。このことを「保証料率の弾力化」といいます。

経営内容に応じた保証料を負担いただくことによって、保証利用の機会拡大を図ることを目的としたものです。

弾力化の対象となる保証の保証料率については、中小企業者の直前期決算（申告）で作成した財務諸表等をCRD（Credit Risk Database）協会の信用リスク評価システムに入力して決定されます。

責任共有対象外の制度と責任共有の対象となる制度では保証料率が異なります。中小企業者の経営状況に応じた9カテゴリーに区分（保証料率の弾力化）された保証料率は、以下のとおりとなります。

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率% | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有外保証料率% | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |



コミュニケーションマーク

Communication Mark

Design

当協会のコミュニケーションマークは、千葉県「CHIBA-KEN」の頭文字「C」と信用保証の英記である「CREDIT GUARANTEE」の「CG」を使いデザインしました。一点から始まる3つの曲線は、「中小企業者」「金融機関」「保証協会」が一体となって発展するさまと、無限に広がる可能性をあらわしています。

Color

当協会のコミュニケーションカラーは、海に囲まれた千葉県を象徴する色としての「青」と、県木である榎の木の「緑」をカラーとしました。「青」は、深い色の青とし、底知れない可能性、深い洞察力を持ちたいとの思いから、「緑」は、新緑の緑とし、発展の象徴と革新の気概を持ち続けたいとの思いをあらわしています。

千葉県信用保証協会 総務企画部 業務企画課

〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)
 電話 043-221-8185
 HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>



本店 〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)

| | | | |
|------------|-------------|------------------|------------------|
| 2F 保証部 | 保証事務課 | TEL.043-221-8111 | FAX.043-221-8423 |
| | 保証第一課 | TEL.043-221-8111 | FAX.043-221-8423 |
| | 保証第二課 | TEL.043-221-8111 | FAX.043-221-8423 |
| 4F 成長サポート部 | 創業サポートチーム | TEL.043-311-5001 | FAX.043-221-8424 |
| | 経営サポートチーム | TEL.043-311-5002 | FAX.043-221-8424 |
| | 再生サポートチーム | TEL.043-311-5003 | FAX.043-221-8424 |
| | 特別サポートチーム | TEL.043-311-5000 | FAX.043-221-8424 |
| | 海外展開サポートデスク | TEL.043-307-7771 | FAX.043-221-8424 |
| | 職業継承サポートデスク | TEL.043-307-7772 | FAX.043-221-8424 |
| 4F 債権管理部 | 調整課 | TEL.043-221-8113 | FAX.043-221-8425 |
| | 管理事務課 | TEL.043-221-8116 | FAX.043-221-8425 |
| | 債権管理課 | TEL.043-221-8115 | FAX.043-221-8425 |

| | | | |
|----------|---------|------------------|------------------|
| 5F 総務企画部 | 総務課 | TEL.043-221-8181 | FAX.043-221-8421 |
| | 業務企画課 | TEL.043-221-8185 | FAX.043-221-8421 |
| | 経理課 | TEL.043-221-8182 | FAX.043-221-8422 |
| | 情報システム課 | TEL.043-221-8186 | FAX.043-221-8422 |
| 6F 検査室 | | TEL.043-221-8183 | FAX.043-221-8422 |

松戸支店 〒271-0091 松戸市本町7番地10(ちばぎんビル4F)
 保証事務課 TEL.047-365-6010 FAX.047-365-6055
 保証課 TEL.047-365-6010 FAX.047-365-6055

●本店



●松戸支店

